

# 問題山積 リニアは中止を

日本共産党国会議員団  
東海ブロックニュース

2015年  
3月23日  
リニア特集  
第29号

日本共産党国会議員団東海ブロック事務所  
名古屋市中区新栄三丁目十二番二十五号  
電話 〇五二(二六四)〇八三三  
FAX 〇五二(二六四)〇八五〇  
Eメール tokai1c@ybb.ne.jp

## 大深度地下でも所有権は消滅しない

本村伸子議員は、2日の衆院予算委員会で初質問にたち、住民の声を聞かずにJR東海が強引にすすめるリニア中央新幹線計画の数々の問題点をあげ、「工事着工は認められない」と政府にせまりました。

本村氏は、JR東海が、住民への説明会やホームページで「認可を受け使用する場合には、地上の権利が及ばない」と、所有権が消滅するよう説明をしていることを告発。  
土地の所有者の所有権はどこまで及ぶのかを質問しました。

上川法務大臣は「民法の規定では『土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ』と規定されている」と、答弁。大深度地下にも土地の所有権は及んでいることが明らかとなり、大深度であっても土地の所有権はなくなっていない



いことが明確になりました。  
本村氏は、「丁寧な説明どころか、間違った説明をしている。これを撤回させ、説明しなおさるべき。説明を撤回させ、説明会をやり直させるべき」と迫りました。  
藤田耕三・国交省鉄道局長は「正確で分かりやすい説明をするよう指導する」とのべました。  
JR東海はホームページで「地上の権利が及ばない」と書きながらも、参考文を書き加え「大深度地下にも土地の所有権が及んでいる」「しかしながら、…通常使用されない空間であり：使用権の設定を土地所有権に優先させる」との注意書きを加えました。  
本村氏は「これまでの説明が不適当だったことを認めたものです。まやかしの説明で工事を強行する姿勢は許されません」と話しています。

## 国家プロジェクトと言いつつ情報公開なし

本村氏は、リニア新幹線は、南アルプスの山岳地帯を貫通する難工事、トンネル掘削による膨大な残土の発生、大井川(静岡県)における毎秒2トンの水量減少など、環境大臣も「相当な環境負荷が生じることは否めない」と指摘する今世紀最大の事業。周辺住民のみならずへの影響もかつてない大規模なものであり、公共事業と同じように土地の強制収用ができる。そして不動産取得税や登録免許税の非課税措置を受けている。

一般競争入札でなく随意契約でもいい。事業評価制度の対象外ともなっている。安倍首相は「国家プロジェクトと言っている」という事業でもある。その一方で、情報公開を請求しても情報開示の義務はないのはおかしいのではないかと追及しました。  
太田昭宏国交大臣は「民間だから義務はない」とのべましたが、「可能な限り情報公開に努めることは必要」「地元の声に配慮しながら進めるべき」と答弁せざるをえませんでした。

さらに本村氏は、人口一千七百人の長野県大鹿村で最大一日一千七百台以上のダンプや工事車両が生活道路を走るようになることを指摘。この村での説明会で、JR東海が「地元の理解と同意がなければ着工できない」と繰り返し約束したことについて実行を求めました。  
太田国交相は「地元の理解と協力を求めることは重要だ」「丁寧に説明するよう指導監督する」と繰り返し返しました。  
本村氏は「住民のみならずの不安はまったく解消されていません。未解決、未説明の問題が山積している。こういう工事を認めるべきでない」と強調しました。

リニア新幹線事業と公共事業の適用の違い

	リニア新幹線事業	公共事業
土地収用法	○	○
不動産取得税等の非課税	○	○
情報公開法	×	○
一般競争入札 入札・契約の情報開示	×	○
事業評価制度	×	○

(本村伸子事務所作成)

### 事業紹介

#### 中央新幹線

超電導リニアによる中央新幹線の推進 | 関連情報 | 中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価

平成24年(5月~9月)、平成25年(5月~7月)説明会における主なご質問

大深度地下を中央新幹線が通る場合、土地の権利はどのようになりますか。

- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法では、公共の利益となる一定の事業に対し、土地所有者等による通常の利用が行われない大深度地下空間に使用権を設定するための要件、手続き等が定められています。
- 大深度地下使用にあたっては、法に則り、安全上の基準などの審査を受け、国の認可を受けた上で大深度地下使用することを考えており、認可を受け使用する場合には、地上の権利が及ばないとされています。

JRのホームページ「地上の権利が及ばない」と説明している。